

環境うえだ

回覧

平成30年 2月16日号
生活環境部
生活環境課 (電話23 - 5120)
廃棄物対策課 (電話22 - 0666)

「マーク付きプラスチック」の出し方に御注意を！

緑字の指定袋で出している「マーク付きプラスチック」は、主に荷物の搬送用に使われる荷台(パレット)などのプラスチック製品としてリサイクルされます。その中には、汚れたままのものやマークのないものなどの不適物も混入されていて、選別に変手間がかかり、処理作業に支障がでています。

「マーク付きプラスチック」って何？

食料品や日用品などを入れたり、包んだりしていたもので、中身を食べたり、使った後で不要になったプラスチック製の容器包装(ペットボトルを除く)のことです。



家庭から出るプラスチック製容器包装



このマークが目印
(容器等の側面や底を確認して下さい)

注意 同じプラスチック製でも、バケツやハンガーなどのプラスチック製品にプラマークは付きません！

守ってください！(注意事項)

袋を二重にしないでください。レジ袋などに入れず、指定袋に直接入れましょう。



カミソリやライター、乾電池など明らかに違う物が指定袋に入っていて、危険です！！



プラマーク付きプラスチック(容器包装)ではない、プラスチック製品がたくさん入っています。



ストロー・スプーンなど

汚れたままではリサイクルできません。悪臭やハエの発生など、衛生面でも問題です。



例えば

- ハンガー
- バケツ
- 洗面器
- レジャーシート
- ストロー
- 歯ブラシ
- 洗濯ばさみ
- ゼリー等のスプーン
- プラスチック製のお皿やコップ
- プラスチック製のおもちゃ
- CDやDVDのケース
- ボールペン等の文房具
- キーホルダーやストラップ
- など

これらは全て「燃やせないごみ指定袋(赤字)」に入れて出すものです。プラスチック製のストローやスプーンなど、うっかり「マーク付きプラスチックごみ指定袋(緑字)」に入れて出してしまったことはありませんか？
御注意をお願いします。

(裏面も御覧ください)

ホームタンクからの油漏れにご注意を！！

冬季は暖房器具の使用に伴い、油漏れ事故が多く発生します。灯油が河川などに流出すると、水道水源の汚染や魚類・農作物に被害を及ぼす恐れがあります。また、河川に流出しなくても、火災や土壌・地下水汚染の原因となります。油漏れ事故のほとんどが不注意によるものですので、ホームタンクを持つ家庭では、次のことに十分注意し、事故を防ぎましょう。



- ⚠ ホームタンクからの灯油の小分け作業中は、絶対にその場を離れないようにしましょう。
- ⚠ 給油後はバルブがきちんと閉まっているか必ず確認しましょう。
- ⚠ バルブや配管、タンク本体に腐食や亀裂がないか、また、タンク内の灯油の残量が異常に減っていないか、定期的に確認しましょう。

*万が一、油漏れ事故を起こしてしまった場合は、お近くの消防署、市役所生活環境課又は各地域自治センター市民サービス課へご連絡ください。

そのにおい、「悪臭」かもしれません

「におい」の感じ方は、人それぞれです

最近、市役所に届けられる悪臭苦情の内容を見ると、都市・生活型と呼ばれる悪臭への苦情が増えています。例えば、畑での野焼き、薪ストーブ、維持管理されていない浄化槽、洗濯物の柔軟剤などが「におい」の発生源として挙げられています。

「悪臭」とは、人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称です。一般的に「良いにおい」と思われる「におい」でも、強さ、頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。自分にとっては良い「におい」でも、周りの人は悪臭と感じているかもしれません。強すぎる「におい」を出すことのないよう、周囲への思いやりを持って生活しましょう。



ポイ捨てをなくし、清潔で美しいまちに！

捨てたごみ、誰が片付けるのでしょうか？

道路や駅前広場、公園、緑地、その他公共の場所への、空き缶、ペットボトル、たばこの吸殻、チューインガムのかみかす、紙くず等のポイ捨ては禁止されています。自分で出したごみは責任を持って片付けましょう。

たばこの吸殻のポイ捨てが、いまだにありません。携帯灰皿等を利用しましょう。

道路への、空き缶やペットボトルなどのポイ捨てが多く見受けられます。資源物として回収所へ出しましょう。

ポイ捨てには、市の条例による指導及び勧告、措置命令があり、違反した場合には罰則があります。



上田市役所(本庁)	生活環境課	23-5120
丸子地域自治センター	市民サービス課	42-1216
真田地域自治センター	市民サービス課	72-0154
武石地域自治センター	市民サービス課	85-2827